

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年2月6日付け答申第113号)

1 事案の概要

H25.4.15 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「 氏は、 氏の 後、毎年〇〇氏の 前後に熊本県水俣病相談事務所へ進捗状況を問い合わせた。同事務所は、 氏から受けたこの問い合わせを「相談記録」に記載した。この記録が知りたい。」

H25.5.29 実施機関

本件開示請求について、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定(以下「本件不開示決定」)。

H25.7.03 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.9.12 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第154号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- ・異議申立人は、水俣病相談事務所が 氏の訴えを無視したことを問題にしているのである。
- ・実施機関は、「存否を明らかにしない」とした水俣病審査課同様にこの問題を隠蔽するものであり、この真実を明らかにしようとする 氏及び異議申立人の「知る権利」を不当に害するもので、同機関は、この権利を不開示としたことは悪質極まりない妨害行為であった。
- ・実施機関が異議申立人のこの請求を公開しようとしなないのは、他の水俣病被害者への影響を恐れたことから不開示にしたものである。

(2) 実施機関

特定個人が水俣病相談事務所に相談した際の「相談記録」の存否を答えることは、仮に本件請求文書が存在した場合、特定個人が水俣病相談事務所に相談した事実を明らかにし、不開示情報である個人に関する情報を開示することとなる。よって、条例第10条に該当し、文書の存否を明らかにしない不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が存否を明らかにしないで行った不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となる。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成25年9月12日（諮問第154号）
答申日	：平成27年2月6日（答申第113号）
事案名	：特定個人に係る「相談記録」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（水俣病審査課分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、特定個人に係る相談記録（以下「本件請求文書」という。）について、平成25年5月29日に存否を明らかにしないで行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成25年4月15日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容が記載された行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「 氏は、 氏の 後、毎年〇〇氏の 前後に熊本県水俣病相談事務所へ進捗状況を問い合わせた。同事務所は、 氏から受けたこの問い合わせを「相談記録」に記載した。この記録が知りたい。」

2 平成25年5月29日、実施機関は、本件開示請求について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

3 平成25年7月3日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成25年9月12日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立人は、水俣病相談事務所が 氏の訴えを無視したことを問題にしているのである。

（2）実施機関が審査会に提出した理由説明書は、相談記録の「住所」欄等

に「 」と記載した理由についてなんら触れられていないのである。さらには、「年令」欄に「 才」等と間違った記載についての説明さえもなかったのである。

- (3) 異議申立人は、「 氏はあなたたち（熊本県と環境省、水俣病の加害企業チッソ株式会社）に殺されたばかりか、水俣病相談事務所の不相当な記載によって人権を軽視されたことから、実施機関は反省しろ」と言いたい。
- (4) 当該記録は、水俣病相談事務所が水俣病被害者の相談を受ける機能を自らが放棄したものであり、それは水俣病行政の懈怠を意味するもので、それが地方自治体としての機能（県民の生命や健康等を守るべき義務。）を喪失するものであることから、そこを熊本県に問うものでもあった。
- (5) 実施機関は、法令で義務付けていなければ水俣病相談事務所同様に「県から〇〇〇〇あてには連絡しない」等といった、 氏の訴えを無視する姿勢を示すのであれば、それは水俣病行政をつかさどる熊本県としてあるまじきものであり、異議申立人は言語道断であると言いたい。
- (6) 実施機関は、「存否を明らかにしない」とした水俣病審査課同様にこの問題を隠蔽するものであり、この真実を明らかにしようとする 氏及び異議申立人の「知る権利」を不当に害するもので、同機関は、この権利を不開示としたことは悪質極まりない妨害行為であった。
- (7) もし異議申立人が 氏と〇〇氏の人権を軽視した記載を見つけなければ、この不相当な記載がなされた当該記録は問題になることはなかったのである。そこで、異議申立人は他の水俣病被害者が相談されたものにも同じようなことが記載されていることから、実施機関は不開示としたものと考え。だからこそ、当該記録が人権を軽視する取扱いであることから、実施機関は、それを隠蔽するために不開示としたものであり、そこには熊本県が水俣病被害者を放置しようとする意図があったのである。
- (8) 実施機関が異議申立人のこの請求を公開しようとしなないのは、他の水俣病被害者への影響を恐れたことから不開示にしたものである。
- (9) 実施機関が本件請求文書の存否についての回答自体を不開示としたのには理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、この処分を取り消し、開示することとしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、水俣病に係る相談等に関する事務を所掌するため、昭

和52年から平成9年度末まで設置されていた水俣病相談事務所において作成されたものであり、相談日時、相談者及び対象者の住所・氏名・年齢・性別並びに相談内容等が記載された記録である。

なお、法令により作成を義務付けられたものではない。

2 存否を明らかにしない不開示決定について

一般に、相談記録に記載される内容は、個人に関する情報として、条例第7条第2号により不開示となるべきものである。また、相談事務所に相談した事実も、個人の活動に関わる事実として個人に関する情報に該当する。

特定個人が水俣病相談事務所に相談した際の「相談記録」の存否を答えることは、仮に本件請求文書が存在した場合、特定個人が水俣病相談事務所に相談した事実を明らかにし、不開示情報である個人に関する情報を開示することとなる。

よって、条例第10条に該当し、文書の存否を明らかにしない不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の開示を求めたものである。

2 条例第7条第2号及び条例第10条の規定について

(1) 条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が

存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

同条は、一定の場合に、実施機関が、行政文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、上記1に記載のとおり、特定個人に係る「相談記録」の開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となる。

すなわち、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、条例第10条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すべきものと認められる。

よって、存否を明らかにしないで行った本件不開示決定は、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 9月12日	・ 諮問(第154号)

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 2 5 年 1 2 月 2 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 2 6 年 1 月 1 4 日	・ 審議
平成 2 6 年 3 月 1 0 日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成 2 6 年 4 月 2 4 日	・ 審議
平成 2 6 年 5 月 1 9 日	・ 審議
平成 2 6 年 6 月 9 日	・ 審議
平成 2 6 年 7 月 1 4 日	・ 審議
平成 2 6 年 8 月 1 1 日	・ 審議
平成 2 6 年 9 月 8 日	・ 審議
平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日	・ 審議
平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日	・ 審議
平成 2 6 年 1 2 月 8 日	・ 審議
平成 2 7 年 1 月 2 0 日	・ 審議